

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和元年十二月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年七月十日奈良県指令高土第三一一七号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和元年十一月四日高土第九四八号  
公共施設に関する工事の検査済証 令和元年十一月四日高土第三九一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市狐井五三一一番五、五三一一番六、五三一一番七の一部、五三四番四の一部、五三  
四番五の一部、五三四番六、五三四番七、五三四番八、五三四番九、五三四番一〇、  
五三四番一一及び五三四番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市田尻二六二番三号

株式会社柴田住建 代表取締役 岩本英一郎

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市狐井五三一一番五、五三一一番六、五三一一番七の一部、五三四番四の一部、  
五三四番五の一部及び五三四番九